

平 3 0 長 寿 社 会 第 8 8 1 号  
平成 3 0 年 (2018 年) 1 2 月 1 2 日

社 会 福 祉 法 人 勝 縁 福 祉 会 理 事 長  
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム ひ ご ろ も そ う 施 設 長 様

山口県健康福祉部長



平成 3 0 年度老人福祉施設指導監査の結果について (通知)

このことについて、老人福祉法第 1 8 条の規定に基づき、平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日に貴施設の指導監査を実施した結果、下記 1 のとおり是正改善すべき事項が認められましたので、所要の措置を講じられ、その結果を平成 3 1 年 2 月 1 2 日 (火) までに、下記 2 により報告してください。

記

1 是正改善事項

- (1) 入院治療を必要とする入所者のために、協力病院を定めること。(根拠法令等：  
平成 2 4 年山口県条例施行規則第 6 9 号第 2 1 条第 1 項)

2 改善報告

(1) 様式

別添「是正改善事項措置状況報告書」により提出すること。

(2) 提出先

〒 7 5 3 - 8 5 0 1 山 口 市 滝 町 1 - 1  
山 口 県 健 康 福 祉 部 長 寿 社 会 課 施 設 班

健康福祉部長寿社会課施設班  
担当 古川・盛田  
TEL 083-933-2793  
FAX 083-933-2809

## 口 頭 指 導 メ モ

### 【特別養護老人ホームひごろもそう】

- 1 検食は、入所者の食事の前までに実施すること。また、検食簿につき、漏れのないよう正確に記載すること。
- 2 身体拘束について、やむを得ず身体拘束を行う場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」の「拘束解除の予定日」を必ず記載すること。（再指摘）
- 3 特定個人情報（マイナンバー）の管理等について、取扱規程等を策定し、適正に管理すること。
- 4 入所者預り金の取扱いについて、規程とは異なる部分が見受けられるので、取扱いの実態を踏まえ規程の見直しを検討すること。

注) 口頭指導メモについては、文書による是正改善報告の必要はありませんが、今後の事務処理に当たって十分留意され、適正化に努められるようお願いいたします。

## 平成 30 年度第三者評価受審結果報告内容

### 1.地域方との交流の工夫

地域の方々との交流の機会を増やす工夫の努力が必要

地域の方と関わるだけでなく、社会資源、利用者資源・利用者様再度調べ資源マップを作製し、ご利用者様の地域に出て行ける環境拡大できるようにしてはどうか。

社会資源・・・地域の利用できる場所（近隣の神社、公園等）

利用者資源・・・入居者様の生活歴に関わる場所（美容院、スーパーなど）

### 2.自己評価の意義

職員全員が自己評価を記入し、管理者は確認し職員の意識を確認して、研修などに繋げてみてはどうか。

### 3.運営推進会議を生かす工夫

- ・運営推進会議時に地域の方と共に消防訓練を一緒に行ってはどうか。
- ・参加メンバーの工夫として、南包括支援センター職員、消防署職員などのメンバーの拡大し色々な意見を頂き施設運営に繋げる事が出来るのではないかと。

### 4.内部研修の充実

- ・グループホーム独自の研修の実施する事。
- ・研修の内容は自己評価を基に作成する。

### 5.事故に対しての定期的な訓練の実施

- ・ヒヤリハット、事故を基にその対処についての訓練を行う  
※看護師の来るまでの対応方法

### 6.災害時の地域との連携

- ・地域の方の避難拠点となっているので、避難された時にどの様に地域の方々と連携するのかを検討する。